

第3回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな保障制度の創設に関する検討会」
資料に係る事前意見等の提出について

警察庁

(意見)

○ 3 (2) アについて

・ 「現行の犯罪被害給付制度の支給対象となっていないなど」を削除されたい。

(理由) 犯罪被害給付制度は、犯罪によって重大な被害を受けた方やその御遺族に対しては、本来加害者がその損害を賠償すべきところ、加害者に資力が無く、損害賠償が得られないという実情にかんがみ、他に何らの公的給付も受けられない場合に、社会連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の軽減を図ろうとするものである。

このように、同制度は、犯罪被害者等に対する最後のセーフティネットであり、我が国における自助・共助・公助の一部として機能しているものであるところ、犯罪被害者等の経済的状況に関する現状を把握するに当たっては、資料1 (現状把握の目的) にも記載のとおり、各種社会保障制度等を含んだ現行制度における経済的支援施策の総体を踏まえて検討するという観点が不可欠である。

したがって、「現行の犯罪被害給付制度の支給対象となっていないなど」という文言を削除することによって、我が国での犯罪被害者等に対する経済的支援施策における犯罪被害給付制度の位置付けがより正確になされ、これにより、犯罪被害者等の経済的状況に関する現状把握の適切な実施に資するものと考えられるため。

○ 4 (3)、5 (3) 及び6 (1) について

・ 「3 (2) と同じ」と修文されたい。

(理由) 対象について書き分ける必要性に乏しいと考えられるため。

○ 3 (2) イについて

警察において、犯罪被害給付金の受給者に対し、これら調査等にご協力いただけるかどうかの打診について協力することは可能と思われるが、打診の前提としての対象の選定に際して、①～③のケース分類をそのまま当てはめることが可能かどうか、事務局とも更に検討する必要がある。

(質問)

○ 3 (2) ア・ウ間の違いについて教示されたい。

○ 1の※1 (現行制度の定義) について、ここにいう現行制度は、4 (4) ②等という現行制度と異なるのか (1の※1 括弧書きにおいて、「以下、特に断りのない限り同じ。」とあるのに対して、4 (4) ②における「現行制度」の括弧書きにおいては、詳細な記述がなされていることから。)。異なるとすれば、その理由について教示されたい。